
日本人の海外渡航問題と冷戦

—極東委員会文書を中心に—

阿部 純一郎

要約

本稿は、GHQ/SCAPの日本人に対する渡航管理政策と、この問題に対する極東委員会（FEC）の論争に注目し、占領期日本の出国管理体制が、アジア太平洋諸国に根強く残る日本帝国主義の記憶と、冷戦期のイデオロギー対立が交錯する中で形づくられたことを明らかにする。まず、GHQ/SCAPは占領初期の早い段階から、一部の日本人の渡航制限を解除していた点を確認したうえで、この行動がFECで政策決定すべき「問題」として浮上してくる過程を追う。次に、1948年1月の対日占領方針の変化にともない、講和条約を待たずに日本の対外関係を「事実上の講和」状態に置こうとする米国とその他のFEC構成国との対立が先鋭化していく過程を追う。最後に、日本の労働組合代表による国際会議出席問題を事例に、GHQ/SCAPの「反共的」な渡航管理を「差別的」と非難するソビエトに対して、戦後の国際社会のなかで「自由」・「民主主義」・「平和」の普及を使命に掲げた米国がいかなる仕方に対応したかを分析する。

Keywords：海外渡航、冷戦、極東委員会

1. 日本人の海外渡航問題と冷戦

GHQ占領期に日本人の海外旅行が一部の業務旅行や留学などに制限されていたことはよく知られている。しかしこの「出国」管理が、いかなる国内・国際情勢のなかで、どのような政治的意図のもとで実行されたかに関しては、これまで十分な関心が払われてこなかった。この点は、占領期の「入国」管理政策——特に旧日本臣民たる在日朝鮮人を「外国人」とみなし、これに登録を義務付け、違反者（「不正入国者」）の強制退去を制度化した外国人登録令（1947年5月）及び出入国管理令（1951年10月）の政策過程——の研究が、大沼保昭（1978a）の先駆的業績をはじめとして、移民（政策史）研究における伝統的なテーマであ

ることに比べると、鮮やかな対照をなしている。

日本の旅行史研究のなかでも、「占領期の日本人の海外旅行」というトピックは、きわめて軽く扱われてきた。たとえば戦後50年間の日本の海外旅行史を描いた山口（2010: ch. 2）は、その記述を、1960年代に立て続けに出版された若者の海外旅行記（小田実著『何でも見てやろう』等）から開始している。また1924（大正13）年に創刊された旅行雑誌『旅』の内容分析を通して昭和期の旅行史を再構成している森（2010: ch. 4-5）も、敗戦後から1950年代までの記述はもっぱら国内旅行の問題に集中している。一方、白幡（1996: 222-231）は、小田の著作が広く大衆の海外旅行熱を高めたことを認めつつも、そうした「あこがれ」は早くも占領期にみられたことを『旅』の記事から跡付けている。とはいえ白幡も、国内旅行に関するGHQ/SCAPの政策動向には一定の紙幅

を割いているが（白幡 1996: 71-78, 130-132, 196-201）、海外旅行に関する政策動向には触れていない。つまり、従来の研究のなかで〈占領期〉は、観光目的の海外旅行が解禁される 1964 年以前の〈空白〉の時代、海外旅行自体が一般に「制限」され、特筆すべき大きな出来事がなかった時代として扱われてきた（阿部 2013）。

近年の歴史学・社会学の領域では、〈占領期〉を日本帝国崩壊後の大規模な人の逆流（再移動）と国境管理政策の大規模な再編がなされた時代と捉え、GHQ/SCAP と日本政府の「合作」で進められた出入国管理制度改革を再検討する動きが高まっている（浅野 2004；モーリス＝スズキ 2005a, 2005b, 2005c；蘭編 2011）。そこで強調されるのは、占領期の出入国管理制度が、第二次世界大戦後の脱植民地化、平和主義・人権意識の高まり、さらには冷戦の進捗ともなう、新旧の価値観（イデオロギー）の衝突・融合のなかで形成されたことである。

植民地帝国の崩壊と冷戦の勃発に伴って、グローバルな国境管理と入管体制に根本的な変化が起こっていた。植民地独立運動は、帝国の人種的前提に疑問を投げかけ、ホロコーストは、人種主義の論理がもたらす最終的な帰結の恐ろしさをまざまざと示した。新たな戦後秩序において、あからさまな人種差別に基づく入管政策は、急速に信用を失墜しつつあった。各国民国家が自らの経済を再建しようとする中で、国籍、教育、技能、言語能力などに基づく、新しい、もっと複雑な選考のためのヒエラルキーが、国境をまたぐ人の流れの管理に用いられようとしていた。と同時に、冷戦は「西側」諸国の入管政策に相矛盾する影響をもたらすことになった。すなわち、共産主義国から「自由世界」に逃れる人々を歓迎するために難民プログラムが創設される一方で、「破壊的」と思われる入国者

に対する保安上の懸念が、政策立案者や官僚の想像力に、以前にも増して重くのしかかるようになったのである。（モーリス＝スズキ 2005a: 62-63）

つまり戦後の国際社会において、帝国期の「あからさまな人種差別」に基づく国境管理は正当性を失う一方、「破壊的」な共産主義者への「保安上の懸念」から「人種」以外の新たな選別基準——いわゆる「new/cultural/silent racism」（Gilroy 1987 → 2002; Füredi 1998）——が国境管理政策に持ち込まれることになり、それがひいては、「自由」や「平等」の理念を掲げる西側諸国の道義的立場を掘り崩していく、という緊張関係が存在した¹⁾。

ただし、これらの研究で扱われる対象は、在日朝鮮人の「送還」や「密航」、あるいは在外邦人の「引揚」問題であり、出入国管理の一部をなすはずの日本人の海外渡航問題は、周辺的なトピックであり続けている。

確かに占領下において、日本人の海外旅行は、

- 1) たとえばテッサ・モーリス＝スズキは、米国移民帰化局（INS）に勤務し、日本の出入国管理令の草案作成にも大きく関わった N・コリアの言動を取り上げ、当時米国議会で審議中だったマッカラン・ウォルター法案と同様の発想——特に「国家の安全」を脅かす「破壊活動分子」（共産主義者）の入国禁止・国外追放に関わる部分——が出入国管理令に差し込まれた過程を描いている。彼女によれば、コリアの課題は、この反共主義的な条項を、一方で米国が掲げた「自由」や「民主主義」の理念と調停することにあり（「望ましい外国人を歓迎する一方で、望ましくない人々の入国や居住の続行を妨げる法律を作ることには、デモクラシーの下では、容易な作業ではない）、そのために日本の出入国管理令に付け加えられたのが、行政官に大幅な裁量権を与える仕組みだったという（モーリス＝スズキ 2005a: 72-73）。また、こうした新旧のイデオロギーの融合や衝突は、外国人登録令や出入国管理令の政策立案過程において、日本政府と GHQ/SCAP がともに、帝国期の人種差別的な「朝鮮人」像を、冷戦期の「共産主義者」への脅威に重ね合せつつ、彼らを「破壊活動分子」として取締りの対象に置いたことや、その一方で、GHQ/SCAP は「解放民族」たる在日朝鮮人を警察権力が「強制的」に退去させることに対しては「人権侵害」の観点から消極的な姿勢をとり、日本側の意向と再三衝突したこと（大沼 1978a: 281-284, 298-299, 314-325; カプリオ 2004: 243-249; モーリス＝スズキ 2005a: 62-70）にも確認できる。

「送還」や「引揚」のような大規模な人口移動を生みださなかった。しかしそれはこの問題が、占領期の出入国管理政策のなかで、政治的に周辺的なトピックであったことを意味しない。

以下で明らかになるように、当時日本人の海外渡航に「制限」をかけようとしたのは、GHQ/SCAPではない。むしろ、対日占領管理の最高政策決定機関として11の連合国代表から構成された極東委員会(Far Eastern Commission: FEC)が、GHQ/SCAPの行き過ぎた「開放」路線に歯止めをかけようとしたというのが実態である。しかも、この日本人の海外渡航(出国管理)問題は、占領期の入管改革がほとんどFECの反発を招かず、GHQ/SCAPの裁量の枠内で決められたのとは異なり(大沼1978a: 270n. 21; 1978c: 149)、米国とその他のFEC構成国(特にアジア太平洋諸国とソビエト)との立場が鋭く対立した議題でもあった。つまり、占領期の大幅な渡航「制限」と部分的な「開放」政策は、「送還」や「引揚」に関する政策と同じく、〈帝国崩壊後＝冷戦期〉の変化する国際政治の力学のなかで形成されたのである。

本稿は、日本人の海外渡航に関するGHQ/SCAPの政策と、この問題に対するFECの審議内容を分析し、占領期日本の出国管理政策が、アジア・太平洋諸国に根強く残る日本帝国主義の記憶と、米ソ冷戦対立が交錯するなかで形づくられたことを明らかにする。この作業を通じて、講和条約以降に本格化する日本の対米国・アジア外交の前史を描きだすとともに、戦後日本の出入国管理体制の成立過程を、在日朝鮮人や在外邦人の処遇問題だけでなく、日本人の海外渡航問題も併せて、総合的に解明するための布石とする。

2. 日本人の海外渡航問題

2-1. 対外関係の封鎖と囲い込み

占領期の出国管理についてまず押さえておくべ

きは、初期の対日占領政策には、「日本人の海外渡航を一般的に禁止する明文の規定はなかった」(鈴木1973: 178)ことである。たとえば1945年9月22日に発表された「降伏後に於ける米国の初期の対日方針」には、GHQ/SCAPと「日本国政府との関係」(第二部第二節)について、「日本国政府は最高司令官の指示の下に国内行政事項に関し(in matters of domestic administration)通常の政治機能を行行使することを許容せらるべし」(外務省特別資料部編1949a→1989: 95-96)と、国内行政問題に関するGHQ/SCAPの権限は明記されているが、日本の対外関係に関する特別の言及はなされていない(鈴木1973: 110-111)。特に日本人の海外渡航について言えば、この点に関するGHQ/SCAPの権限が明文化されたのは、1947年4月14日付の「海外渡航日本人に対する渡航証明書に関する総司令部覚書」(SCAPIN-1609²⁾)以降であり、これにより日本人の渡航申請はGHQ/SCAPが受理および審査を行ない、日本政府はGHQ/SCAPが許可した者に対してその旨を通知し、渡航証明書(travel documents)を発給するよう定められた(外務省特別資料部編1949b→1989: 58-59)³⁾。したがって、それ以前の渡航管理は、「日本における連合国の唯一の執行機関」であるGHQ/SCAPが、その広汎な「執行権(executive authority)」に基づいて審査を下していたことになる。このGHQ/SCAPの執行権がどこまで認められるかという問題は、後にFECの海外渡航論争における大きな争点となる⁴⁾。

2) 「総司令部覚書(SCAPIN Memo)」にはファイル番号がある場合とない場合があり、前者には「副官部(AG)整理番号」しかない場合と、SCAPIN番号も付いている場合がある。本稿では、SCAPIN番号がある場合はそれを記載し、ない場合はAG整理番号を、いずれもない場合は「番号なし」と記載する。

3) なお同覚書には、「直接的であれ間接的であれ、帝国日本政府から外国政府への声明となるような文章を証明書内で使ってはならない」と但し書きがある。

4) 「最高司令官は、極東委員会の明示的な政策決定がなくても、日本政府の通常の行政的要求に関して命令を発することができることは、一般に意見の一致するところ

とはいえ、初期の対日占領方針のなかに、日本の対外関係に関わる言及が全くなかったわけではない。たとえば「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」（1945年11月1日付）では、GHQ/SCAPの権限として、日本の外交官・領事官その他の海外出先機関員を召還するための指令を行なう権限、日本の外交・領事施設の財産・文書を連合国代表者に移管するための指令を行なう権限（第一部第五節「政治的及び行政的改組」）、郵便・ラジオ・電話・電信等の通信メディアに対して「必要な最低限度の統制及び検閲」を行なう権限（第一部第九節「政治活動」）等が認められている（外務省特別資料部編1949a→1989: 123-124, 131-132）。実際、以下でみるように、GHQ/SCAPによる初期の占領政策は、日本政府の外交機能や海外との通信・連絡機能を停止することから開始されたのである。

まず外交機能の停止から見ていこう。日本政府と連合国との外交・領事関係は開戦を機にすでに断絶していたが、中立国との外交・領事関係は終戦後も続けられていた。しかしGHQ/SCAPはこの状態を対日占領の障害と見なし、その停止を命じていく。1945年10月25日付の覚書（番号なし）では、日本政府は中立国にある日本の外交・領事機関の全財産・文書の連合国代表者への引渡しと、中立国にある日本の外交官・領事官の召還を速やかに実行し、「外国政府との関係を停止すべし」と指令された⁵⁾。また同年11月4日付の覚書（AG 091.1 GS）によって、GHQ/SCAPが許可する場合を除き、日本政府は駐日中立国代表と直接接触することを禁止され、接触する場合はGHQ/SCAP

を経由しなければならないと指示された⁶⁾。こうして連合国だけでなく中立国との交渉ルートも断たれた結果、「日本政府の外交機能は全面的に停止され、外国との交渉はすべて総司令部を通じて行なうか、または総司令部が日本に代って行なうことになった」（鈴木1973: 110）。

つぎに海外との通信停止を見ていく。連合国への国際郵便は戦時中から一部禁止されていたが、敗戦後は船舶・航空機の使用禁止により送達方法を失い、国際郵便業務は「自然的に停止」した（鈴木1973: 190）。この点について日本政府は、旧占領地域（formerly Japanese occupied areas）と本島（home islands）の日本人が引揚関連の連絡をとれるようGHQ/SCAPに郵便制度の再開を求め、1945年10月28日付の覚書（SCAPIN-202）により、公的な通信は引揚に関わる事項、私的な通信は（家族の安否などを伝える）個人的な内容のものに限り許されることになった（いわゆる「引揚者郵便」）。ただし、この通信許可の背景には、郵便物はすべて東京・大阪・福岡の検閲機関を通すこと、商業上・金融上の通信は禁止すること、という制約があった点は留意しておきたい⁷⁾。実際、日本政府は引揚者郵便の開始を機として、アメリカ（ハワイ含む）その他の南北アメリカ諸国、ヨーロッパ、オーストラリア、ニュージーランド等の在外邦人と日本国民との通信再開も求めたが、この要求は時期尚早として却下されている⁸⁾。さらに翌1946年1月29日付の「若干の外郭地域の日本からの統治上及び行政上の分離に関する総司令部覚書」（SCAPIN-677）により、日本

6) 「日本政府と中立国代表との公的關係に関する総司令部覚書」（外務省特別資料部編1949b→1989: 44）。

7) 「送還待機中の日本人のための制限的郵便制度の設定に関する総司令部覚書」（外務省特別資料部編1949b→1989: 187）。

8) 1945年11月14日付「海外在留邦人との通信開始方申請に関する日本政府覚書」（C. L. O. No. 566 (5)）及び1945年12月12日付「海外在留邦人との通信不許可に関する総司令部覚書」（SCAPIN-429）（外務省特別資料部編1949b→1989: 188-89）。

であった。しかし、最高司令官がその執行権に基づいてどこまで踏み込むことができるかは、合衆国と極東委員会の多数との間にしばしば意見の不一致を招いた問題であった。」（Blakeslee 1953→1959: 46 [訳一部変更]）

5) 「外交及び領事機関の財産及び文書の移管方に関する覚書」（外務省特別資料部編1949b→1989: 40-41）。

政府は戦後も事実上継続していた旧植民地機関との通信・連絡機能を正式に断たれることになる⁹⁾。

以上のように、GHQ/SCAPが占領直後に取り組んだのは、戦前から続く日本と他国間の自立的な交通・交流ルートを通じ、それらをすべてGHQ/SCAPの監視・命令下に囲い込むことだった。そのうえで、GHQ/SCAPは次なる段階として、日本の対外関係をGHQ/SCAPの管理下において部分的に開放する方向に向かう。問題は「開放」の仕方である。

2-2. FECの海外渡航論争のはじまり

日本の対外関係を制限してきたGHQ/SCAPの姿勢は、占領初期のかなり早い段階で軟化した。すなわち、1946年4月30日にはYMCA会長の植村環が、米国の宗教団体主催の会合に出席するため、戦後民間人としては初の海外渡航（渡航先は米国）を許可されている。これ以降、GHQ/SCAPは日本人の国際会議への出席も次々と許可していく。その嚆矢は、1947年5月にインドで開催された国際連合食糧農業機関（FAO）の米穀会議で、この会議にGHQ/SCAP代表がオブザーバー（投票権なし）として出席した際、農学者の盛永俊太郎（1895-1980）を専門家として同伴させている（鈴木1973: 185）。さらに同年には、世界電気通信会議（於：米国アトランティックシティ）、万国郵便会議（於：パリ）、国際連合アジア極東経済委員会（ECAFE）会議（於：上海）への参加が続き（Blakeslee 1953→1994: 88）、その後もGHQ/SCAPは、主にFAO、ITU、ILO、WHO、UNESCO、ECAFE主催の国際会議への日本人の出席を許可していった（鈴木1973: 187-89）。

また海外との通信面でも、1946年9月10日以降、ドイツを除く世界各国との国際郵便業務が再開され（従来の「引揚者郵便」は廃止され「国際郵便」として処理される）、国際郵便業務は万国郵便連合条約（Universal Postal Union Convention）の規定に従って運営するよう指示された¹⁰⁾。なおこの時点では、商業上・金融上の通信は従来どおり禁止されていたが、翌47年1月2日付の覚書（SCAPIN-1432）によって、「ビジネスや金融上・商業上の通信」も許され¹¹⁾、最終的には1950年6月29日の「国際郵便業務に関する総司令部覚書」（SCAPIN-2110）によって、「日本と一切の他国との間の国際郵便業務」が認められた¹²⁾。

こうしたGHQ/SCAPの方針変更、特に日本人の海外渡航（国際会議出席を含む）を単独で進めていくやり方を問題視したのが極東委員会（FEC）だった。FECは降伏文書に署名した9カ国（米国、英国、ソビエト、中華民国、オーストラリア、カナダ、フランス、オランダ、ニュージーランド）にフィリピン、インドを加えた11ヶ国代表で構成され、その主な任務は、①対日占領・管理に関する政策決定と、②米国政府のGHQ/SCAPに対する指令やGHQ/SCAPの行った行動の審査にあった（もし審査の結果、米国政府の指令やGHQ/SCAPの行動を変更すべきだと決定すれば、それがFECの政策決定となる）。

以下の議論で重要なのは、ある特定の議題に関するFECの政策決定がなされない場合、または各国の政策提案がFECで否決・拒否された場合の対応である。まずFECの政策決定には全会一致は必要なく、過半数の同意で足りた。しかしそ

10) 1946年9月12日付「国際郵便業務再開の規定に関する総司令部渉外局発表」（外務省特別資料課編1949a→1989: 89-90）。

11) 「日本とドイツを除く諸外国との間の国際郵便業務再開許可に関する総司令部覚書」（外務省特別資料課編1949a→1989: 99-100）。

12) 「国際郵便業務に関する総司令部覚書」（外務省特別資料課編1951→1989: 19-24）。また鈴木（1973: 191）を参照。

9) 大沼によれば、同覚書は、「八・一五以後も、朝鮮総督府等、外地の政府機関が事実上統治権を行使し、行政を遂行し、日本国内の政府機関との通信、連絡を掌握していたのに対し、それらの公権力行使を名実ともに連合国最高司令官の下におき、統治、行政に関して日本国内との関係を断つことを目的とした」ものであった（大沼1978b: 96）。

の過半数には米・英・中・ソを含むとされ、これら4カ国は拒否権を有していた。ただし、政策決定がなされないからといって、何の政策も実行されないわけではなく、「緊急事項 (urgent matters)」と認められる場合には、米国政府はGHQ/SCAPに「中間指令 (interim directives)」を発動して政策を実施することができ、しかもこの指令はFECが取り消しの決定を行なわない限り有効とされた。すでに述べたように、FECの政策決定には米国の同意を必要としたわけだから、実際問題としては、米国政府はたとえFEC構成国の賛同が得られなくても、GHQ/SCAPに「中間指令」を発動して政策を実行することができたのである(鈴木1973: 129-32, 148)。

日本人の海外渡航問題がFECで初めて取り上げられたのは、1946年8月である。元々FECの議題には日本人の「対外関係 (external relations)」に関する話題は入っていなかった。だが植村環の米国渡航のように、GHQ/SCAPが日本人の出国を独自に許可している現状に対して、FEC内部でもこの点に関する何らかの政策決定を固めるべきだとする意見が現れ始める。そこで1946年8月20日の第26回FEC運営委員会(Steering Committee)は、①教育・科学・宗教・文化・福祉に関わる対外関係はFECの第4委員会「民主的傾向の強化 (Strengthening of Democratic Tendencies)」で検討すること、②外交・政治・商業分野の対外関係は検討事項から外すことを決定し、翌21日の第4委員会から「日本の労働組合の対外関係」に関する審議が開始された。ただし米国政府が近々「日本人の対外関係」に関する政策文書を用意すると知らされたFECは、それが利用可能になるまで議論を一旦保留した¹³⁾。

13) 以上は、FEC (B)-1594, June 18, 1947, "Proposed Procedure for New Zealand Proposal on Representation of Japan at International Conferences." 及び FEC (B)-1593, Mar. 17, 1949, "Far Eastern Commission consideration of Subject of Travel of Japanese Abroad." 及び Blakeslee (1953→1994: 78) を参照。

しかしその後も米国側の文書は提出されず、その間にもGHQ/SCAPはFECの政策決定がなされないまま、日本人の国際会議への出席を進めていった。こうした状況に対して、1947年6月13日にはニュージーランド代表が「国際会議における日本代表 (Representation of Japan at International Conferences)」(FEC-236)と題する政策文書(後に修正を加えられ、「政府間会議への出席 (Attendance at Inter-Governmental Conferences)」と改称)を提出し、FECの事前承諾なくGHQ/SCAPが日本代表を国際会議に出席させることを禁止するよう求めた。すると、その直後の6月25日、米国政府の国務・陸・海軍三省調整委員会(SWNCC)で「日本と他国間の人的交流 (Interchange of Persons Between Japan and Other Countries)」と題する政策文書が最終承認を受け、翌日FECに提出された(FEC-240)。その内容は、日本人が広い意味での文化交流——たとえば教育・宗教・科学・情報の分野で——を目的に海外渡航すること(国際会議・国際条約への参加を含む)を認めるものだった。また米国はこの提案を正当化する際、日本人が国際的孤立を脱し、民主主義諸国の市民とパーソナルな関係を築くことは、日本国内の反動派や旧軍人の社会的影響力を削ぎ、日本の民主化を推し進めるうえで有効だと主張した¹⁴⁾。このように時を同じくして日本人の国際交流や文化交流に関わる対照的な2つの提案が出された結果、日本人の海外渡航問題はFECの重要な争点として急速に浮上することになる。

2-3. 米国とFEC構成国の対立

日本と他国間の交流が日本の民主化につながるという米国の主張に強く反発したのは、オーストラリア、ニュージーランド、そしてフィリピンだった。オーストラリアやニュージーランド代表

14) FEC (B)-1593, Dec. 19, 1949, "Visit of Japanese Foreign Office Officials to the United States." 及び Blakeslee (1953→1994: 78-81) を参照。

は、日本人の海外旅行が日本の民主化に直接の効果をもつとか、逆に、出国制限が日本の民主化を遅らせるという主張に留保を付し、それ以上に問題なのは、海外渡航を許された日本人が講和条約の内容を自国に有利な方向に導くために「プロパガンダ」活動を展開する危険の方だと警告した。また国際交流が必要というのなら、日本人の海外旅行ではなく、外国人の訪日旅行を推進すべきだとも主張した。さらにいずれの代表も、先の戦争によって日本から甚大な被害を受けた国として、国内に根強く残る反日感情を挙げ、日本の再軍備化の脅威がまだまだ消え去っていない現段階で、日本人の海外進出を許可するのは時期尚早だと主張した¹⁵⁾。

一方、米国代表は、現在GHQ/SCAPや米国政府宛に日本人の国際会議出席を求める招待状が多数届いていること、それらを早急にFECで審議・決定するのは不可能であることを指摘し、FECの決定がなされるまでの間、GHQ/SCAPが個々の申請を暫定的に処理する方が望ましいと主張した¹⁶⁾。この発言は、当時FECの運営委員長だったブレイクスリーによれば、この種の「緊急事項」に対してFECの決定がもしも遅延した場合には、米国政府は正当な理由をもって、「中間指令」を発動できることを含意していた(Blakeslee 1953→1994: 81-2)。結局、FECの事前承諾を求めるニュージーランドの提案(FEC-236)は、第95回FEC会議(1948年2月26日)で否決された(賛成4:オーストラリア・ニュージーランド・フィリピン・ソ連、反対3:米国・英国・カナダ、棄権4:中国・フランス・インド・オランダ)¹⁷⁾。

FEC-236が否決された時期は、ブレイクスリー

の区分に従うと、FECの政策決定数が減少した「貧しい成果の時期」(1948年2月～翌49年11月)にあたる。また、彼はその理由として、1948年1月頃から米国の対日占領方針が変化し、FEC構成国の対立が先鋭化したことを挙げている(Blakeslee 1953→1994: 228-31)。たとえば1948年1月6日にロイヤル米国陸軍長官は、日本の非軍事化・民主化および賠償支払問題を優先してきた初期の占領方針を改め、日本を「極東における全体主義戦争の脅威に対する防壁」にすべく経済的自立化を推進すべきだと主張した(「日本は援助がなければ、侵略的非民主主義的イデオロギーの喰いものになってしまうであろう」)。また同年1月21日のFEC会議ではマッコイ米国代表が対日・鮮経済復興援助計画に言及、同年3月に来日したジョンストン使節団の報告書(『日・鮮の経済情勢とその改善策』)では、賠償緩和と貿易再開による日本経済復興策が示された(鈴木1973: 166, 203, 448-49)。さらに日本の新聞でも大きく報じられた米国陸軍長官宛のマッカーサの書簡(1948年4月1日報道)では、現在日本が「経済封鎖」の状態に置かれ「自立経済の発展」が妨げられていること、また「外交方面の紛争」は「予測できる近い将来に連合全員の合意の下に講和条約の実現を期待できるというかつての希望を暗くしている」ことが確認され、次のような提案がなされている。

われわれは以上の点に留意して単独ないしは同じ意向をもった他の連合政府とともに現在の通商上の諸制限をできるだけ緩和するとともに外交特権の通常の限度まで日本市民の権利を回復させて海外旅行および外国との交際を許し、戦争勃発以来の文化的科学的進歩を研究吸収させ、また一般的には国内の安寧を保つため国内問題の解決に行動の自由をふ

15) FEC minutes 69th, Aug. 7, 1947, "Interchange of Persons between Japan and Other Countries."

16) FEC (B)-1594, July. 7, 1947, "Travel abroad of Japanese nationals." 及び FEC minutes 69th, Aug. 14, 1947, "Interchange of Persons between Japan and Other Countries." 及び FEC Minutes 94th, Feb. 19, 1948, Item 3 を参照。

17) FEC Minutes 95th, Feb. 26, 1948, Item 2 を参照。

たたび与えるべきである¹⁸⁾。

こうして米国の対日占領政策は、講和を待たず
に可能な範囲で連合国と日本との関係を「事実上
の講和 (de facto peace)」状態に置こうとする、
いわゆる「条約なき講和 (peace without treaty)」
政策へと向かっていく。

以上の方針変更を反映して、日本人の海外渡航
に対する米国の姿勢もより開放的になってゆく。
1948年1月27日に米国代表は、「日本実業家代表
の海外旅行 (Travel Outside Japan of Japanese
Commercial Representatives)」(FEC-293)と題す
る政策文書を出し、日本の経済的自立化のために
日本人実業家の海外渡航を許可するよう強く求め
た¹⁹⁾。また同年2月に否決されたFEC-236に代え
て、米国代表からGHQ/SCAP職員のオブザーバー
としての国際会議参加と日本人専門家の同伴を認
める新たな政策案が提示された (FEC-300)。さら
に翌3月に米国代表は、先のFEC-240の修正案
「日本と他国間の文化目的での人的交流
(Interchange of Persons Between Japan and Other
Countries for Cultural Purposes)」を提出し、日本
人の入国に同意する受入国との間で文化交流を進
めていく意向を示した。これらはまさに、講和条
約以前に日本の対外関係を「単独ないしは同じ意
向をもった他の連合国政府とともに」「事実上の
講和」状態に置こうとする米国の姿勢の現れで
あった。

では、これらの政策提案は、その後いかなる経
過をたどったか。まずFEC-293は1948年10月21
日のFEC会議で可決。先にみたアジア太平洋諸
国の反発を牽制する形で、日本と他国間の貿易交
渉の「大部分」は日本在住の外国人を通して行な
うべきだとしながらも、①日本人の入国を受入国

が同意している場合、②日本人が貿易のみに従事
し、政治活動や「プロパガンダ」活動に従事しな
い場合にかぎり、日本人が海外に赴いて民間レベ
ルで直接交渉することが許された²⁰⁾。なお、この
2つの条件は、国内の反日感情や講和条約の緩和
を危惧するアジア太平洋諸国への譲歩を意味する
が、単にそれだけではない。①は要するに、講和
条約の締結以前でも、受入国 (たとえば米国) さ
え同意していれば、GHQ/SCAPは日本人の出国
を許可できることを意味した。つまりそれは、ア
ジア太平洋諸国が日本人の海外進出に反対する理
由を掘り崩し²¹⁾、米国が単独に、日本との対外関
係を回復する道を開いたのである。

もうひとつ注目すべきは、政策決定された
FEC-293の内容には、FECの事前承諾を求める
規定は一切含まれていないことである。というこ
とは、どのような言動が②でいう「プロパガンダ」
にあたるのかは、当時日本人の渡航申請権を握っ
ていたGHQ/SCAPの裁量に委ねられていたこと
になる。なおFECでは、この「プロパガンダ」
条項に関して、それを遵守できない場合には国外
退去させる規定を盛り込むべきだという意見も
あったが²²⁾、これは採用されなかった。

一方、日本人の国際会議出席に対して最後まで
抵抗したのがソビエトである。ソビエト代表は、
1948年1月のITU国際無線通信会議 (於：ジュ

20) Nelson (1946-50→1994) 所有のReport (2), p. 10 及
びAppendix 7, pp. 36-37. さらにFEC (B)-1593, Oct. 14,
1947, “Power of the Supreme Commander to Permit Travel
Outside Japan of Japanese Commercial Representatives”を
参照。

21) この点はFEC-240の結末にも象徴的に表れている。
1948年10月28日の投票結果は、受入国の同意という条
件がFEC構成国の反発を抑えるうえで有効であったこ
を示している。たとえばフィリピン代表は、日本人の
自国への入国は拒んだが、この提案自体には同意した。
だが結局、この提案は、ソビエトの拒否権行使により否
決された (Blakeslee 1953→1994: 79, 82)。

22) FEC (B)-1592, undated, “Australian Amendment to
FEC-346.” 及びFEC (B)-0050, Sep. 15, 1949, “Memo to
Members of Subcommittee of Committee No. 4 on Japanese
Participation in International Relations, Concerning
Meeting of 14 September 1949.”を参照。

18) 「日本人に海外旅行/国内自由解決許せ/マ元帥陸軍
長官に要請」『時事新報』1948年4月1日(強調は引用者)。

19) FEC (B)-1592, undated, “Statement to be read by Gen.
McCoy U. S. Representative.” 及びFEC Minutes 89th, Jan.
29 1948, Item 7を参照。

ネーブ)にGHQ/SCAP職員がオブザーバーとして出席した際、長谷慎一(郵政省)を技術顧問として同伴した点について、FECの事前承諾なくGHQ/SCAPが単独で行動したことを強く非難した²³⁾。またFEC-300に関するソビエト代表は、「FECの事前承諾がなされた場合」という条件を差し込もうとした²⁴⁾。しかしこのソビエト案は結局、第110回FEC会議(1948年6月9日)で否決され(賛成1:ソビエト、反対7:オーストラリア、カナダ、インド、オランダ、ニュージーランド、英国、米国、棄権3:中国、フランス、フィリピン)、その代わりに以下の米国案が可決された(賛成10、棄権1:ソビエト)。それは、GHQ/SCAP職員が国際会議にオブザーバーとして出席することを認めたもので、その際、GHQ/SCAPが必要不可欠(necessary)と判断し、かつ受入国の同意を得ている場合には、日本人専門家を同伴することも許されるという内容だった²⁵⁾。

これを機に、日本人の対外関係を回復しようとする米国の思惑は、国際会議への出席にとどまらず、国際条約加盟へと進んでいく。1948年6月12日には「万国郵便条約及び協定への日本の加入に関する総司令部覚書」(SCAPIN 5699-A)、同年9月1日には「国際電気通信条約、議定書及びラジオ規則への日本の加入に関する総司令部覚書」(SCAPIN 5970-A)を日本政府に送り、両条約への加入を希望する場合はGHQ/SCAPが仲介役に

なると伝えた。その結果、日本は同年9月24日に万国郵便条約(UPI)、翌49年1月24日に国際電気通信条約(ITU)への加盟を果たした。

それに伴い、FEC内部の米国とソ連との対立も激しさを増していく。たとえば米国は日本のITU加盟をUPI加盟という先例によって正当化したが、ソビエト代表は第167回FEC会議(1949年10月7日)で、そもそもUPI加盟はFECの権威を傷つける「不法」行為と非難し、問題を蒸し返した²⁶⁾。これに対して米国は、日本の加盟はUPIの規約にも明記された「合法的」行為と応酬。他方ソビエトは第169回FEC会議(1949年10月20日)で、FECの承認を得ていないUPI加盟は「合法的」とは呼べないと再反論した²⁷⁾。

26) FEC (B)-0050, July 19, 1949, "Japanese Participation in International Relations Third Meeting, Plenary Assembly, International Telegraph and Telephone Conference, Paris, 1949." 及び FEC (B)-0050, Oct. 7, 1949, "Japanese Participation in International Relations Soviet Statement on Japanese Adherence to Universal Postal Convention." を参照。

27) FEC (B)-0050, Oct. 13, 1949, "Japanese Participation in International Relations U.S. Reply to Soviet Statement in FEC-339/11." 及び FEC (B)-0050, Oct. 21, 1949, "Japanese Participation in International Relations Second Soviet Statement on Japanese Adherence to Universal Postal Convention." を参照。その後米国は、「技術的性格」の国際会議・国際条約への日本の参加を求める文書を提出した。この提案は、FEC運営会議で一旦承認されるも、ソビエトが国民党のFEC参加に抗議して退席したため(1950年1月19日)、それ以上の議論が不可能となる。そこで米国は「中間指令」を発動し、「技術的なtechnical」(「政治的political」でない)国際会議・条約に限定して日本人の参加を進めた(FEC (B)-0050, November 4, 1949, "Japanese Participation in International Relations: Japanese Participation in Technical Agreements and Conferences As Forwarded from Subcommittee to Committee No. 4." 及び FEC Minutes 180th, Jan. 19, 1950, "Question of Participation by Chinese Delegation in Commission Business." 及び FEC Minutes 184th, Feb. 23, 1950, "Announcement of United States Interim Directive on Japanese Participation in Technical Agreements and Conferences." 及び 1950年2月26日付「日本の国際会議参加に関する米国政府の総司令部あて中間指令に関する総司令部渉外局発表」を参照)。なおこの中間指令に関して、英国はFEC内部の反対意見(例えばオーストラリアやフィリピン)の存在を指摘し、ニュージーランド代表もこの提案の目的には賛同するが、中間指令という手続きには反対した(FEC Minutes 184th, Feb. 23, 1950,

23) FEC Minutes 98th, Mar. 18, 1948, "Soviet Proposal Relative to SCAP's Decision to Send a Member of his Staff to the Provisional Board Meeting at Geneva." 及び FEC (B)-1593, Mar. 9, 1948, "Notes on Japanese Representation at Inter-governmental conferences." 及び FEC (B)-1592, undated, "Proposal by the Soviet delegation relating to FEC-290" を参照。

24) FEC (B)-1592, undated, "The Amendments of the USSR Delegation to the Document FEC-300/8." 及び FEC Minutes 110th, "Attendance at Inter-Governmental Conferences." を参照。

25) FEC Minutes 110th, June 9, 1948, "Attendance at Inter-Governmental Conferences." を参照。政策決定の内容は、Nelson (1946-50 → 1994) 所収の Report (2), p. 4 及び Appendix 2, pp. 22-23 を参照。

以上のように、冷戦の緊張が高まるなか、米国は日本人の入国に同意する国々に限るといった条件付きで、アジア太平洋諸国の反発を抑えながら、日米間の交流を深めていった。それに対して、米政府やGHQ/SCAPの単独行動をくりかえし非難し、FECの管理下に差し戻そうとしたのがソビエトだった。なかでもソビエトは、GHQ/SCAPが日本人の国際会議出席に関する主導権を握ることに最後まで抵抗した。しかしそれはソビエトが、日本人の国際会議出席自体を否定していたからではない。問題はより複雑である。むしろソビエトがGHQ/SCAPの渡航審査権を頑なに拒否したのは、GHQ/SCAPが実際には日本人の国際会議出席をすべて認めたわけではなく、共産主義圏の国際会議への出席を妨害していたことにあった。本稿では最後にこの問題を取り上げ、占領期の出国管理政策を取り巻いていた冷戦期の政治的磁場をより明確にしたい。

3. 日本人の海外渡航と冷戦期の国際労働運動

1949年1月、第二次大戦中の反ファシズム共同戦線を基盤に結成された世界最大の国際労働機関「世界労働組合連盟（World Federation of Trade Unions: WFTU）」（1945年10月結成）が分裂、WFTU内部の共産主義勢力の高まりに抗議したTUC（英国）とCIO（米国）、さらに強度の反共主義から元々WFTUに未加盟だったAFL（米国）を中心に、「国際自由労働組合連盟（International Confederation of Free Trade Unions: ICFTU）」が結成された。WFTUが反ファシズムを掲げたのに対し、ICFTUはあらゆる種類の全体主義に反対し、「自由な労働組合」による国際労働機関であると謳った。中北（2008）によれば、ICFTU内部には、

共産主義への対決姿勢で温度差もみられたが、マーシャル・プランを支持する点や、欧米だけでなくアジア、アフリカ、ラテン・アメリカも含めた世界規模の組織形成を目指し、特に地域活動を重視する点で、基本的な見解は一致していたという。ICFTUをまとめあげたのは、アジアの近代化が共産主義の伸長を食い止め、勢力基盤を削ぐことにつながるという問題意識だった。

日本人の海外渡航をめぐる米ソ間の論争を加熱させたのは、この東西両陣営の国際労働機関の対立だった。第175回FEC会議（1949年12月8日）では、日本の労働組合代表の国際会議出席をめぐって、WFTUとICFTUとの対立が一気に表面化した。同会議でのソビエト代表の説明によると、GHQ/SCAPは日本の「民主的な」労働組合（全労連）の代表者がWFTU系列の国際会議——1947年（於：プラハ）及び1949年6月（於：ミラノ）のWFTU会議、1949年4月の第10回労働組合会議（於：モスクワ）、1949年10月のアジア太平洋州労働組合会議（於：インド）——に出席することは却下する一方、ICFTU系列の国際会議——1949年4月（於：ピッツバーグ）及び1949年7月（於：ジュネーブ）のILO会議、1949年のICFTU会議（於：ロンドン）——に日本の労働組合（産別民主化同盟）が代表者を送ることは許可したという。そのうえでソビエト代表は、マッカーサの狙いがWFTU系列の労働組合の壊滅にあることは明白であり、全労連に対する「差別的な政策（policy of discrimination）」は、FECで政策決定された「降伏後の対日基本政策」（1947年6月19日）——特に「人種、国籍、信条又は政治的意見を理由として差別を設ける法律、命令及び規則は、廃止されなければならない」（第三部第三節「個人の自由及び民主主義的過程に対する欲求の奨励」）（外務省特別資料部編1949a→1989: 191-192）——の侵害にあたりと批判した²⁸⁾。

²⁸⁾ “Announcement of United States Interim Directive on Japanese Participation in Technical Agreements and Conferences.”を参照。

28) FEC Minutes 175th, Dec. 8, 1949, “Soviet Statement on Participation of Japanese Trade Unions in International

日本の労働組合とWFTUとの交流を制限する動きは、占領初期からすでに確認される。中北(2008)によれば、その主導者はWFTUに未加盟だったAFLのジェームズ・キレンである。例えば1947年3月にルイ・サイヤン書記長を代表とするWFTU視察団が来日したとき、キレンはマッカーサに働きかけ、①代表団の来日中止と、②GHQ/SCAP内部にAFLの労働顧問を設置するよう求めた。結局①は、代表団がすでにヨーロッパを出発していること、WFTUがFEC構成国の労働組合から構成されていることを理由に認められなかったが、②は認められ、キレンは同年4月に来日し、マッカーサの信頼を得て労働課長の座につく(中北2008: 21-22)。その後もキレンは、サイヤンがWFTU執行委員会(同年6月にチェコスロヴァキアで開催)に日本の労働組合代表を招待しようとした際、マッカーサにその中止を求め、これに応じたマッカーサは、WFTU本部がGHQ/SCAPに許可申請の手続きをとらなかったことを理由に、日本の共産党系労働組合代表の渡航申請を却下した。その一方で、キレンはAFLと日本の労働組合との交流を促進すべく働きかけ、1947年10月開催のAFL第66回大会では、次回から日本の労働組合代表を参加させるという宣言がなされた(中北2008: 25-26)。

1949年にWFTUが分裂し、ICFTUが結成されると、日本の労働組合をみずからの陣営に取り込もうとする東西陣営の争いは激しさを増していく。それを象徴する出来事が、当時国鉄労働組合の委員長だった加藤閔男(1900-75)の海外渡航問題である。小笠原によれば、この時期WFTUのサイヤン書記長から全労連に対してWFTUの第2回大会(1949年6月にミラノで開催)に日本代表団を派遣してほしいという要請があり、同年5月10日に決定された代表者名簿には「正代表」

の1人として加藤の名前が入っていた。しかし、GHQ/SCAPは加藤がWFTU大会に出席することを認めず、その代わりに、同年6月の第32回ILO総会(於:ジュネーブ)に合わせて開催されたICFTU結成準備会(「国際労働組合準備会議」)に加藤を派遣した(小笠原2002: 96, 98)。さらに同年8月頃からCIOは、日本の労働組合をICFTUに加盟させるため、ICFTU結成大会への日本代表団の参加をマッカーサに働きかけた。中北によれば、その狙いはWFTUがアジアの労働者を代表しているという主張を打ち消し、日本の労働組合の反共主義を強めることにあり、米国国務省もICFTU結成大会への日本代表団の参加は「非常に望ましい」と評価していたという。その後はCIO主導の下、ICFTU結成準備会にも出席した加藤を中心に代表団の人選がなされ、同年11月17日には渡航申請が正式許可、GHQ/SCAPが代表団の渡航費用(交通費・宿泊費その他を含め17795ドル95セント)を負担する形で、同年末にロンドンで開催されたICFTU第1回世界大会(設立大会)への参加が実現した(中北2008: 42, 47)。GHQ/SCAPの渡航管理を「差別的政策」と非難するソビエト代表の発言は、以上のような文脈の中でなされたものだった。

ここで注意したいのは、GHQ/SCAPの「差別性」を告発するソビエトの発言は、「自由」や「平等」を冷戦期のイデオロギー上の武器として掲げた米国にとって、最も神経をとがらせる問題だったことである。たとえば1949年5月にアジア労働総同盟の結成準備会(於:インド)が開かれた際、米国国務・労働省は同組合をICFTUのアジア地域組織の源流となるものと見なし、GHQ/SCAPに日本代表団の派遣を申請した。しかしGHQ/SCAPはこの要請を、現在産別会議の代表からモスクワ会議(1949年4月)への渡航申請を受けていること、また近日中にWFTU第2回大会への渡航申請を受けることを理由に断っている(小笠原2002: 93-4; 中北2008: 42-3)。つまり、少なくともこの

Trade Union Conferences.”及びFEC Minutes 177th, Dec. 22, 1949, “Participation of Japanese Trade Unions in International Trade Union Conferences.”を参照。

時点では、GHQ/SCAPは東西陣営の国際会議に対してあからさまに不平等な扱いをすれば、東側陣営に格好のプロパガンダの材料を提供してしまうことを怖れていた。この意味で、日本の労働組合の国際会議出席をめぐる問題は、米国の「反共主義」と「自由」・「平等」の理念が衝突するきわめて論争的なイシューだった。しかしその後、「差別」と受け取られる渡航制限を避けようとする米国側の配慮は後退し、マッカーサはICFTU設立大会への日本代表団派遣を資金面で強力にバックアップする一方、1949年11月のWFTUアジア大洋州労働組合会議（於：北京）への出席は拒否する姿勢をとっていく。では、それを正当化した論理とは一体何だったのか。

FECの審議内容を追うと、米国がこの時期GHQ/SCAPの行動を正当化する論理として、「平和 (peace)」という理念を押しだしていくことが分かる。たとえば第176回FEC会議（1949年12月15日）で米国代表は、CIOがWFTUを脱退したのは、WFTUが共産主義者に牛耳られ、ソビエト政府の手先として「煽動的な政治闘争 (political strife activities of an inflammatory character)」に没頭していた為であり、またアジア太平洋州労働組合会議でのWFTU関係者の発言も、ビルマ、インドネシア、インド、マレーシア、フィリピン、インドネシア、タイ政府による「冷酷な搾取 (ruthless exploitation)」を告発し、アジアの民衆に武力蜂起をけしかけるものだと批判した。そのうえで米国代表は、FEC構成国を含むこれら既成政府の転覆を煽るような国際会議は、「他国の権利の尊重」や「一切の国との永久に平和的な関係」を重んじる「降伏後の対日基本政策」に反しており、むしろWFTU会議への出席を拒否する方がFECの占領方針に適っていると主張した²⁹⁾。また第177回FEC会議（1949年12月22日）でも

29) FEC Minutes 176th, Dec. 15, 1949, "Participation of Japanese Trade Unions in International Trade Union Conferences."を参照。

米国代表は、今回渡航申請を却下されたのが労働問題を扱う会議だったのは「偶然 (incidental)」で、「どんな種類の活動」であれ、マッカーサはFEC構成国を「帝国主義 (imperialism)」と非難したり、「帝国主義」に「抑圧された国々」の民衆に対して暴力革命を煽動するような国際会議への出席を固く禁じる「明白な義務」をもつと主張した³⁰⁾。

しかし、何が「煽動的」で、アジアの「平和」に反しているかは、当時日本人の渡航審査権を握っていた米国の解釈に依存していた点に我々は留意しなくてはならない。実際ソビエト代表は、米国の主張とは逆に、WFTUの目標は「暴動の煽動」ではなくアジア人労働者の「民主的権利」を守ることだと主張したし、ICFTU設立大会でAFL駐欧代表のアーヴィング・ブラウンが同組合の目標を「東ヨーロッパの既成政府の転覆を助けること」と発言した点を取り上げ、こうした会議こそが「煽動的」だと反論した³¹⁾。また以上みてきたような、日本人の海外渡航を巡るWFTUとICFTUの攻防の歴史を踏まえれば、アジア太平洋州労働組合会議への渡航制限を「偶然」とする米国の主張を文字通り受け取ることはできないだろう。むしろそれは、「自由」の理念と「差別的」政策との相克を、アジアの「平和」というスローガンを押し出すことで乗り切ろうとする、米国のプロパガンダ戦略の一部として理解される。

結語

占領期日本の出国管理体制は、戦前のアジア太平洋諸国を席卷した日本帝国主義の記憶と、戦後のアジア地域を取り巻く米ソ冷戦の緊張のなかで

30) FEC Minutes 177th, Dec. 22, 1949, "Participation of Japanese Trade Unions in International Trade Union Conferences."を参照。

31) FEC Minutes 177th, Dec. 22, 1949, "Participation of Japanese Trade Unions in International Trade Union Conferences."を参照。

形成された。日本人の海外旅行を日本の民主化や経済復興の観点から正当化する米国に対して、日本の軍事的脅威にさらされた/さらされているアジア・太平洋諸国は、国内に根強く残る反日感情を挙げ、日本人の海外進出よりも先に、安全保障と賠償問題の解決を迫った。こうした立場の違いは、米国の対日占領方針が「条約なき講和」政策に向かうにつれ、GHQ/SCAPの執行権に基づき日本の国際社会復帰を早急に進めようとする米国と、渡航審査権をFECの管理下に差し戻そうとするその他のFEC構成国の対立として顕在化した。また特にソビエトは、GHQ/SCAPの渡航審査が米国を主軸とする西側諸国と日本の労働組合との連携を強化する形で行なわれている点を「差別的」と非難し、それは日本を含むアジア諸国の「平和」や「民主主義」の実現に反していると同主張した。

以上のように、日本人の海外渡航問題は、米国とソビエト、さらにアジア太平洋諸国が、日本帝国崩壊後のアジア地域の「自由」・「民主主義」・「平和」の意味をめぐる争いあう政治的舞台であった。占領期日本の出国管理体制は、これらの格闘の産物なのである。

付記

本稿は、日本学術振興会科学研究費助成金・若手研究(B)「日本人の海外渡航問題と冷戦期日本のアジア外交に関する研究」(研究課題番号:25780322)の研究結果の一部である。なお本稿の資料整理にあたって、名古屋大学大学院環境学研究科院生の石橋康正・辻岳史両氏にご協力いただいた。ここに感謝の意を記しておきたい。

参考文献

- 阿部純一郎(2013)「占領期日本の国際旅行問題:観光士の〈空白〉をめぐる」『椋山女学園大学研究論集』椋山女学園大学、第44号:57-71。
 蘭信三編(2011)『帝国崩壊とひとの再移動:引揚げ、送還、そして残留』勉誠出版。

- 浅野豊美(2004)「折りたたまれた帝国:戦後日本における『引揚』の記憶と戦後の価値」細谷千博・入江昭・大芝亮編『記憶としてのパールハーバー』ミネルヴァ書房、pp.273-315。
 Blakeslee, G. H. (1953) *A Study in International Cooperation: 1945 to 1952*. (=1994年、G. H. Blakeslee著・山極晃解説『現代史研究叢書1:The Far Eastern Commission』東出版。) ——— (1953) *A Study in International Cooperation: 1945 to 1952*. (=1959年、G. H. プレイクスリー著『極東委員会(抄)』憲法調査会事務局。) カプリオ、マーク(Mark Caprio)(2004)「旧植民地出身者の処遇:占領期日本における韓国・朝鮮人居住者の政治的地位形成」マーク・カプリオ・杉田米行編『アメリカの対日占領政策とその影響』明石書店、pp.234-266。
 Füredi, Frank. (1998) *The Silent War: Imperialism and the Changing Perception of Race*, Pluto Press.
 外務省特別資料部編(1949a)『日本占領及び管理重要文書集第一巻:基本篇』(→1989年、『日本占領重要文書集第1巻:基本篇』日本図書センター。) ——— (1949b)『日本占領及び管理重要文書集第二巻:政治、軍事、文化篇』(→1989年、『日本占領重要文書集第二巻:政治・軍事・文化篇』日本図書センター。) 外務省特別資料課編(1949a)『日本占領及び管理重要文書集第三巻:経済篇I』(→1989年、『日本占領重要文書集第三巻:経済篇I』日本図書センター。) ——— (1949b)『日本占領及び管理重要文書集第四巻:経済篇II』(→1989年、『日本占領重要文書第四巻:経済篇II』日本図書センター。) ——— (1951)『日本占領及び管理重要文書集第二巻増補:政治、軍事、文化篇』(→1989年、『日本占領重要文書第二巻:政治・軍事・文化篇』日本図書センター。) Gilroy, Paul. (1987→2002) *There Ain't No Black in the Union Jack*, Routledge.
 Johnson, Nelson T. (1946-50) *Report by the Secretary General: February 26, 1946-June 30, 1950*. (=1994年、N. T. Johnson著・山極晃解説『現代史研究叢書2:The Far Eastern Commission』東出版。) 森正人(2010)『昭和旅行史:雑誌『旅』を読む』中央公論新社。
 中北浩爾(2008)『日本労働政治の国際関係史1945-1964:社会民主主義という選択肢』岩波書店。
 小笠原浩一(2002)『労働外交:戦後冷戦期における国際労働連携』ミネルヴァ書房。
 大沼保昭(1978a)「出入国管理法の成立過程:1952年体制の前史」寺沢一・山本草二・波多野里望・筒井若水・大沼保昭編『国際法学の再構築(下)』東京大学出版会。 ——— (1978b)「《資料と解説》出入国管理法の成立過程(1)」『法律時報』50(4):89-96。 ——— (1978c)「《資料と解説》出入国管理法の成立過程(3)」『法律時報』50(6):145-149。
 白幡洋三郎(1996)『旅行ノススメ:昭和が生んだ庶民の「新文化」』中公新書。
 鈴木九萬監修(1973)『日本外交史 第26巻:終戦から講

- 和まで』鹿島平和研究所。
モーリス＝スズキ、テッサ（2005a）「冷戦と戦後入管体制の形成」『季刊前夜 第Ⅰ期』3号、pp. 61-76。
———（2005b）「戦後日本の出入国管理と外国人政策」有末賢・関根政美編『戦後日本の社会と市民意識』慶應義塾大学出版会、pp. 123-143。
———（2005c）「占領軍への有害な行動：敗戦後日本における移民管理と在日朝鮮人」岩崎稔ほか編『継続する植民地主義：ジェンダー/民族/人種/階級』青弓社。
山口誠（2010）『ニッポンの海外旅行：若者と観光メディアの50年史』ちくま新書。

あべ・じゅんいちろう / 文化情報学部講師

E-mail : jabe@sugiyama-u.ac.jp